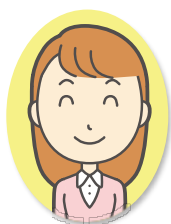


第3期 野洲市  
地域福祉基本計画

～みんなで育む安心のまち～



ご近所同士、気軽に声をかけあい、  
「助け上手」「助けられ上手」のまちになるといいな。

困ったときには助けあいながら、  
安心して暮らし続けられるといいな。



野洲市

本計画は、2021（令和3）年4月から10年間、わたしたちのまち 野洲市がめざす  
地域福祉についての目標を定めたものです。



# 「福祉（ふくし）」とは？

## ～ふだんのくらしのしあわせ～



子どもから高齢者まで、年齢や障がいなどの有無にとらわれず、すべての人が住み慣れた地域で、心豊かに安心して暮らせる仕組みをみんなでもにつくり、それを育んでいくことです。

「ふだんのくらしのしあわせ」をいかにしてみんなで創り育んでいくのか、「福祉（ふくし）」の対象は、すべての人であるとともに、すべての人が主体となって役割を持つことで、よりよい社会を築いていくことができます。



# 地域福祉“基本”計画とは？



社会福祉法の2018（平成30）年改正により、地域福祉計画は地域共生社会の実現に向けた福祉の基本的な考え方を示すものとして位置づけられました。10年後の2030（令和12）年を見据え、市民、事業者等、社会福祉協議会、市がともに野洲市の福祉を総合的に進めていくための計画として、市が策定する「地域福祉計画」と、社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」を一体的に「地域福祉“基本”計画」として策定しました。

### タウンミーティングより

#### 地域で生活している中で困っていること

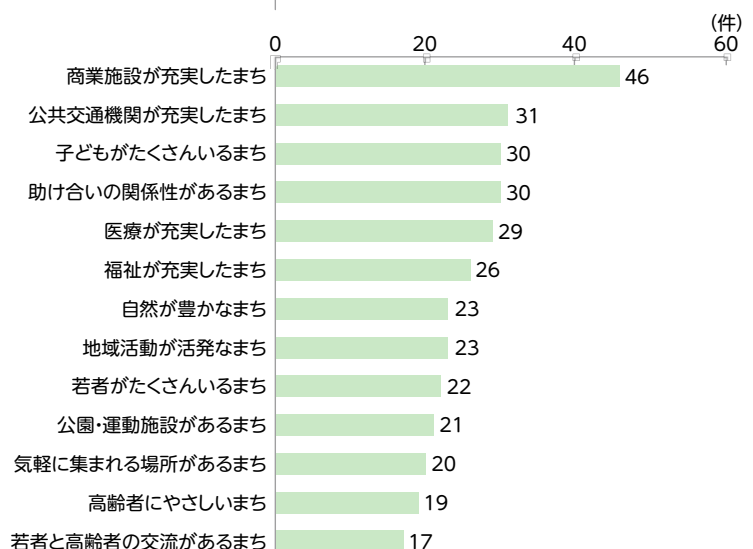
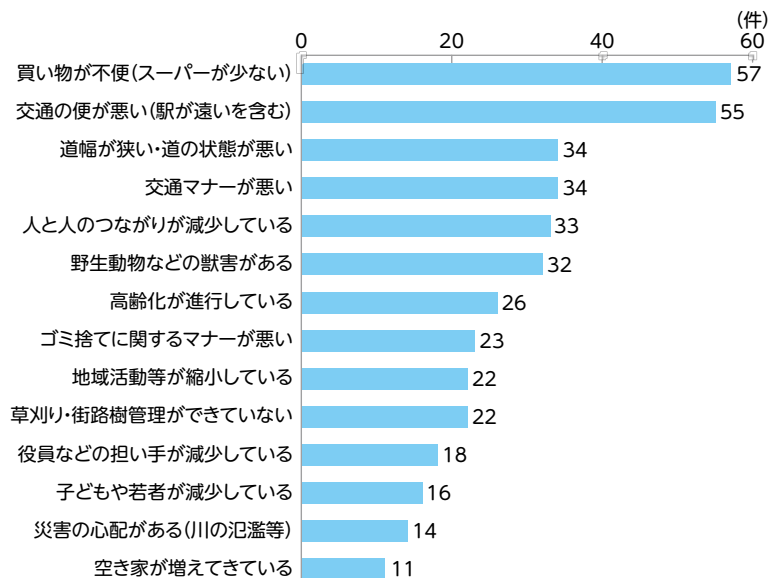
買い物や交通の便の悪さが突出して多くなっています。良いところとして、利便性を挙げる人も多いことから、地域によって差があることがわかります。

また、地域の役に負担があるため自治会や行事等への若い人の参加が少ない、子どもが公園で遊んでいる姿を見なくなったという意見もあり、少子高齢化の進行を地域でも感じている人が多くなっています。

#### 10年後の野洲市はこうなってほしい

買い物や交通の利便性の向上を望む意見が多く、地域で困っていることの項目と同じ傾向となっています。

また、助けあいや思いやりなどの関係性があるまちを望む意見も多く、地域でのつながりが重視されています。





# 統計データ・タウンミーティング等からみる方向性

野洲市においても少子高齢化や人口減少が進行すると考えられます。また、地域内のつながりが希薄化しているという意見がある一方で、個人の地域に対する関心は弱まっているわけではなく「気になって声のかけ方がわからない」「つながるきっかけがない」という意見もあります。今後、生活上の課題が複雑化していくことが考えられる中、すべての人が安心して暮らすため、地域でつながり、支えあうことが求められています。

## ① 地域のつながり、支えあいづくり

「だれとでもあいさつする」ことから始め、誰もが認められ、地域住民同士のつながる機会や関係性から、困ったときに「助けて」と声をあげ“おたがいさま”と笑顔で対応しあえる地域づくりが求められます。

## ② 安心して暮らすための取り組み

自分が「困っている」ことに気づいていない方がいます。本人も気づいていない「困りごと」に周囲が気づき、声をかけることができる関係性が求められます。すべての人が笑顔で安心して暮らせるよう、“**少しのおせっかい**”で必要な情報や支援が必要な人に届くような仕組みが必要です。

## ③ 多種・多様な機関との連携・協働

地域の「困りごと」や「助けて」に気づいてもひとりでは解決できない場合があるため、市民とともに、市や社会福祉協議会、事業者等が協力しあい、多種多様な機関が連携・協働して、「支える⇔支えられる」の関係性を超えた“**支えあう**”ネットワークづくりが求められています。

# 計画がめざすもの



地域を構成するすべての人が主役となり、お互いを思いやる心を持ちながら、地域でともに生き、ともに支えあい、助けあうことができる「安心して暮らせるまち」の実現をめざします。

### 基本理念

すべての人が ともに生き ともに支えあう  
安心して暮らせるまち やす

### 基本方針

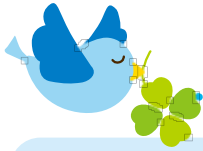
「おたがいさま」と「少しのおせっかい」

事故や病気で生活のしづらさがいつ我が身に降りかかるとも限りません。普段から困った時は「おたがいさま」の関係性を作ることが大切です。

「他人事」ではなく「我が事」として、いつかまわりまわって自分が助けてもらえる「情けは人の為ならず」の考え方にに基づきます。

周囲の人が少しの違和感に気づいたとき、少しの勇気を出して、少しのおせっかいをすることで、届く支援、届けられる支援があります。

誰でもできる、無理せず細く長く続けられる、地域づくりにかかせない地域での活動を継続していきます。



# 施策の体系



## 基本理念

すべての人が ともに生き ともに支えあう  
安心して暮らせるまち やす

## 基本方針

「おたがいさま」と「少しのおせっかい」

### 基本目標 I ともに支えあう地域づくり ～市民の主体的な地域福祉活動の推進～

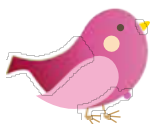
市民同士のコミュニケーションが円滑に図られ、良好な地域社会が形成できるよう、各種団体の活動をさらに活発にし、次代を担う人材を地域で育成していくよう努めます。

### 基本目標 II 地域生活を支える仕組みづくり ～安心して相談できる体制～

関係機関等と連携し、身近なところで気軽な相談から専門的な相談まで対応できるよう、ニーズに対応した情報提供や相談体制を構築し、支援を必要とする人が、必要とするサービスを適切に利用できる仕組みづくりを推進します。

### 基本目標 III 分野や立場を超えた支えあいづくり ～多種多様なネットワークの構築～

すべての人が安心して生活を送ることができるよう、教育や就労などの多分野連携、医療関係者や法律家などの専門職による同業・異業の多職種連携、市民と市、事業者と社会福祉協議会など、多種多様なネットワークによる支援により、分野や立場を超えた支えあいを進めていきます。



## 付随計画

### ◆重層的支援体制整備事業実施計画

- だれでも・どこでも相談できる体制をつくります。(相談支援)
- さまざまな社会体験・社会参加を進めます。(参加支援)
- ひとりから地域へ“輪”を広げていきます。(地域づくりに向けた支援)

### ◆成年後見制度利用促進基本計画

- 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に向けた体制を整備します。
- 成年後見制度の利用を促進します。

### ◆地方再犯防止推進計画

- 更生支援の必要性の周知と啓発を行い、更生支援の取組の必要性に関する理解を促進します。
- 保護司など更生保護活動への支援を推進します。
- 就労に向けた相談・支援等の充実を図ります。
- 犯罪や非行を起こしにくい地域づくりを推進します。
- 立ち直りを支援する関係機関のネットワークを構築し、推進します。



更生ペンギンのホゴちゃん・サラちゃん(法務省)



# 基本目標

# I

# ともに支えあう地域づくり

～市民の主体的な地域福祉活動の推進～

## 市民ができること



### 主な取組

- あいさつや声かけ
- 見守り対象者の発見
- 自主防災活動への参加
- 多様な人との交流の場や機会の充実
- 地域の活動の担い手の育成、子どもへの参加の呼びかけ



## 事業者等が取り組むこと

### 主な取組

- あいさつや声かけ
- 日常業務を通じた見守り活動
- 空きスペースの開放など地域に向けた施設の活用
- 地域の防災活動への参加・協力
- 合理的配慮
- ボランティア休暇取得の推進

## 社会福祉協議会が取り組むこと

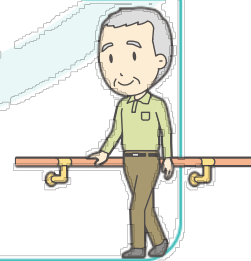
### 主な取組

- 支援が必要な市民の把握
- 見守り活動の推進
- 居場所づくりの推進
- 民生委員・児童委員活動の支援
- 地域・関係機関等をつなぐための支援
- ボランティア相談・情報提供

## 市が取り組むこと

### 主な取組

- 相談拠点の整備
- 避難行動要支援者登録制度の登録推進等
- 公共施設などにおけるバリアフリーの推進
- 人権学習・啓発活動の推進
- 地域の活動に関する情報提供や人材育成



日頃からあいさつや声かけで、多様な人との交流をしましょう。

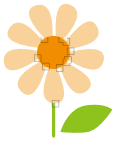


地域の活動に声をかけあって、みんなで参加しましょう。



気になる人がいたら、小さなことでも相談しましょう。





## 基本目標

# Ⅱ

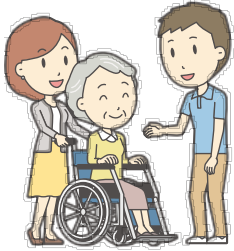
# 地域生活を支える仕組みづくり

～安心して相談できる体制～

### 市民ができること

#### 主な取組

- 市民同士がつながる場づくり
- 地域の活動への参加・呼びかけ
- 福祉サービスの情報収集・周知
- 必要な福祉サービスの利用
- 虐待の疑いのあるケースの相談・通報



### 事業者等が取り組むこと

#### 主な取組

- 家族等も含めた相談支援の充実・強化
- 就労体験・社会体験の場の提供
- 事業所のイベント等の開催
- 制度外の福祉サービス等の検討
- 判断能力が不十分など支援が必要な人の発見・関係機関との連携

### 社会福祉協議会が取り組むこと

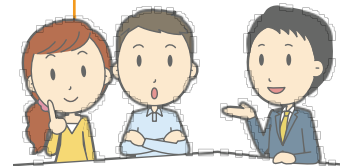
#### 主な取組

- 地域の話しあいの場等からつながる相談者の掘り起こし
- 地域の活動における情報収集・整理・拡充
- 適切な福祉サービスの利用促進
- 虐待・権利侵害の疑いのあるケースの相談・通報

### 市が取り組むこと

#### 主な取組

- 包括的な相談体制(断らない)の整備
- 多機関が情報共有や協議を行う場の設置(支援会議等)
- 関係団体等への支援
- プッシュ型のサービス提供体制の構築
- 児童・高齢・障がいの虐待対応
- 必要なサービス量の確保
- ライフステージに合わせた支援の充実



地域の活動や市のイベント等に参加して、顔見知りを作りましょう。

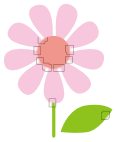


必要な福祉サービスについて知って・使って・広めましょう。



困ったとき、困りそうなときはひとりで抱え込まず相談しましょう。





# 基本目標

## Ⅲ

# 分野や立場を超えた支えあいづくり

～多種多様なネットワークの構築～

### 市民ができること

#### 主な取組

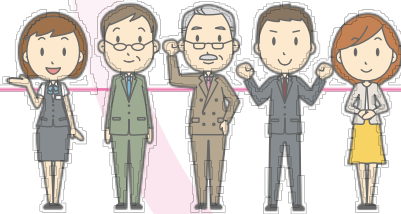
- 地域の活動やサークル活動等への参加・協力
- 地域内での話しあいの場づくり



### 事業者等が取り組むこと

#### 主な取組

- 就労の場等の提供
- 同業種・異業種とのネットワークづくり
- 関係機関との連携



### 社会福祉協議会が取り組むこと

#### 主な取組

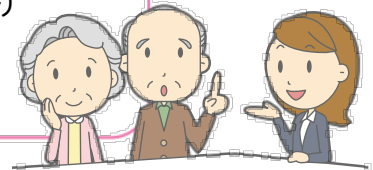
- 多機関・多分野との連携
- 共同募金を通じた地域福祉の理解促進
- 民生委員・児童委員等、関係機関との連携



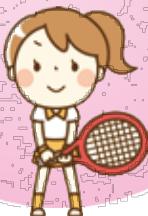
### 市が取り組むこと

#### 主な取組

- 多世代交流の仕組みづくり
- 各専門機関等との連携
- 安心して情報共有できる仕組みづくり
- 分野別計画等との連携
- 付随計画の推進



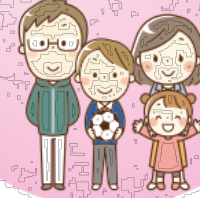
地域の活動やサークルに参加しましょう。



地域で困っていることを、地域の人みんなで話し合いましょう。



世代や文化を超えて、地域の人と交流しましょう。





# 地域生活課題を抱える市民への対応状況 (野洲市の生活困窮者等への支援)

本市では、野洲市くらし支えあい条例により、地域生活課題を抱えるような市民を「生活困窮者等」と定義づけ、支援に取り組んでいます。

この生活困窮者等には、経済的な困りごとだけに限らず、ひきこもりや日本語がわからずコミュニケーションに苦勞する外国人、その他の生活上の諸課題を抱える市民も含まれます。また、困難な状況に陥っているにも関わらず、その状況に気づいていない、気づくことができない人などもこの生活困窮者等に含まれます。

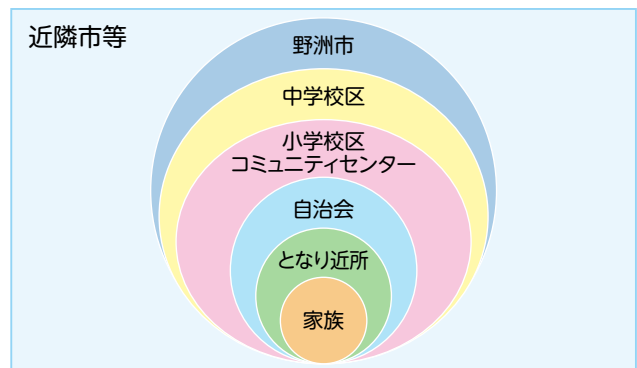
## 地域生活課題を抱える市民(生活困窮者等)のイメージ

 人に 会うのが…	 だまされたかも しれない…	 ゴミが出せない…
 骨折して 生活が…	 ニホンゴ ムズカシイ…	 学校に 行けない…
 買い物に 行きたいが…	 最近 血圧が…	 子どもを 預けたいけど…

## 地域のとらえ方

本計画における「地域」は、一定の範囲や特定の地域を意味するものではありません。

地域福祉を推進する際の地域の範囲は、一定の基準をもちつつ、事業や活動等において効果的な範囲を考えて進めていくものと考えます。



### 第3期 野洲市地域福祉基本計画 令和3年3月発行

発行：野洲市・野洲市社会福祉協議会

野洲市役所 健康福祉部 社会福祉課  
〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原2100番地1  
TEL.077-587-6024 FAX.077-586-2177

社会福祉法人 野洲市社会福祉協議会  
〒520-2423 滋賀県野洲市西河原2400  
TEL.077-589-4683 FAX.077-589-5783